2026年合格目標 山本オートマチック

厳選 講義の急所

【特長と活用方法】

1．特長

重要テーマを厳選

「厳選 講義の急所」とは、毎回の講義の重要な知識を、「急所」として厳選したものです。

１回の講義で進む範囲は割と広いですが、「急所」をきっかけにテキストに立ち返ることで、効率的に復習を進めることができるようになります。

また、「急所１　無権代理」「急所２　無権代理と相続」などのようにテーマを分割してまとめてあるので、復習したい項目だけを優先して復習することもできます。

リンク先・重要度

それぞれの急所には、テキストの該当ページを「リンク先」として示してあります。このため、すぐにテキストの内容を確認することができ、目次または索引代わりとしても活用することができます。

また、急所の中でも重要度の高い順から**「A→B→C」**とランクづけをしていますので、Ａのものから優先して復習するなど、メリハリのある学習をすることができます。重要度欄には余白も設けてありますので、講義時間など必要に応じてメモを加えていくといいでしょう。

2．活用方法

毎回の講義の復習のツール、直前期の総まとめに

講義を受講した後は、「急所」を使って振り返りましょう。忘れているものや理解の曖昧なところがあれば、リンク先からテキストの該当ページに戻って再確認してください。

また、復習を進める中で自分が気付いたことや、何度も間違えてしまう弱点、急所として追加したいことなどが出てきたときは、付箋を活用してみよう。たとえば、自分の弱点を付箋に簡単にまとめ、急所とテキストを往復する中で理解できたら剥がす、などです。余白を使ったり、見開きでプリントアウトして付箋活用のための空白のページを作るなど、急所を復習ツールとして存分に活用してください。

そうすることで、本試験の直前期の総まとめツールとしても最後まで活用できます。

前回の講義の再確認

前回までの講義の内容を振り返ってから、先の講義に進む。知識を固めるためには、先に進むばかりではなく、戻ってから進むことが大切です。

「急所」を活用して、効率よく振り返りをしていきましょう。

他の科目に進んだ際の復習のきっかけ

民法から不動産登記法、そして会社法へと先に進むほど、以前に学習した科目の復習も手薄となりがちです。そうなると、どこから復習したらよいかわからないという事態になることもあります。

もともと、「厳選 講義の急所」は、そうした受講生のみなさんの声を元に生まれたものです。

「急所」を活用することで、道に迷うことなく、重要な部分を振り返ることができます。

基礎の完成を目指そう

「厳選 講義の急所」は、これのみで完結するものではなく、これまでの学習の道のりを振り返るためのものです。「急所」を通じて、理解の曖昧なところはテキストに戻る。この往復により、基礎を完成させることにその目的があります。

「厳選 講義の急所」を基礎の完成への道しるべとして、存分に活用していただけると幸いです。

Ｗセミナー専任講師・司法書士
西垣 哲也

TAC司法書士
無断複写・転載を禁ず

民法　第１回講義

重要度・リンク先	急所１　即時取得の基本
A　P7	１．Aが、B所有の動産を無権利者のCから善意・無過失で買い受けて、現実の引渡しを受けたときは、Aは、その動産を**即時取得**する（192条）。
A　P10〜P11	２．即時取得における第三者の無過失は、**推定**される（最判昭41.6.9）。 →裁判上、即時取得を主張する者は、自らの無過失の立証を要しない。
B　P11	３．２の過失の有無（無過失かそうでないか）は、第三者が動産の**占有を取得した時点（引渡しを受けた時点）**で判断する。 →取得後に悪意となっても、即時取得できる。
B　P14〜P15 事例２	４．動産を即時取得された場合でも、それが盗品または遺失物であるときは、被害者または遺失者は、**盗難または遺失の時から２年間**、占有者に対してその物の回復を請求することができる（193条）。 →起算点と期間を明確にしておこう。

重要度・リンク先	急所２　占有移転の方法
A　P18	１．**占有移転の方法（引渡しの方法）**には、以下の４つがある。 ①　現実の引渡し（182条） ②　簡易の引渡し（182条） ③　占有改定（183条） ④　指図による占有移転（184条） →それぞれ、**182条〜184条**は条文でも確認しておこう。条文を見たときに、①〜④のどれを意味するのかわかるようにしておくのが合格者の学習である。
A　P18	２．代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する（183条、**占有改定**）。 →条文の内容からは「占有改定」という言葉は出てこないが、パッと見て、占有改定とわかるようにしておこう。
A　P18	３．譲受人またはその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる（182条２項、**簡易の引渡し**）。
A　P22	４．代理人によって占有をする場合において、**本人が**その代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを**命じ**、**その第三者がこれを承諾したとき**は、その第三者は、占有権を取得する（184条、指図による占有移転）。 →誰が指図をし、誰が承諾をするのかという点が急所。
A　P18〜P20	５．**占有改定**の方法によっては、即時取得は成立しない（最判昭35.2.11）。 →占有改定以外の方法による引渡しであれば、即時取得が成立する。
A　P23〜P24 事例４	６．他人の動産を占有する者が死亡し、相続によってその動産を承継しても、相続人は、その動産を即時取得することはできない。 →**包括承継**によっては、即時取得は成立しない。

学習日	/	/	/	/	/

TAC司法書士
無断複写・転載を禁ず

民法　第１回講義

重要度・リンク先	急所３　物権の世界・対抗要件
A　P28～P32 事例５	１．動産物権変動の第三者対抗要件は、**引渡し**（178条）。 →引渡しの方法は、**P18**の４つの方法どれでもＯＫ。 →178条の引渡しは、占有改定でもよいということが急所。
A　P33～P36 事例６	２．不動産物権変動の第三者対抗要件は、**登記**（177条）。
B　P36	３．民法177条の第三者には、**「悪意者」**を含む。 →第三者が悪意であっても、その者に不動産の所有権を主張するには登記を要する。
A　P40～P41	４．**民法177条の第三者**とは、登記の欠缺（登記がないこと）を主張するにつき正当な利益を有する者をいう（大判明41.12.15）。 →**背信的悪意者**に対しては、たとえ登記がなくても権利を対抗することができる（最判昭43.8.2）。

重要度・リンク先	急所４　契約の基本
A　P46	１．債務不履行による**損害賠償**を請求するためには、債務者に帰責事由があることを要する（民法415条）。
B　P46	２．債務の履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして**不能であるとき**は、債権者は、その債務の履行を請求することができない。 →412条の２第１項。社会通念とは、簡単に言えば、一般常識。

第１回講義（テキスト１　P2～P49）のまとめ

一番の急所は、「占有改定による引渡しでは、即時取得は成立しない。」という点です。

占有改定といえば、というくらいに定番の知識なので、よく確認しておきましょう。

さらに、占有改定は、183条の条文を見て、それが占有改定とわかるようにしておくことが重要です。

また、初学者のみなさんは、善意・悪意や包括承継など独特の法律用語に慣れながら、復習を繰り返すうちに、少しずつ理解を深めていってください。

学習日	/	/	/	/	/

無断複写・転載を禁ず